○国土交通省告示第八百三十号

航空保安無線施設に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年七月九日　　国土交通大臣　金子　恭之

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区

二　航空保安無線施設の種類及び名称　大阪ＩＬＳ

三　航空保安無線施設の位置及び所在地　大阪国際空港内

四　変更した事項に係る供用開始期日　令和八年八月六日

五　変更した事項

次の表により、変更前欄に掲げる事項の傍線を付した部分をこれに対応する変更後欄に掲げる事項の傍線を付した部分のように変更する。

変更後

ＩＬＳ

名称	設置者の氏名及び住所	位置及び所在地	装置	搬送周波数（メガヘルツ）	空中線電力（キロワット）	ロースの方向	識別符号	運用時間	供用開始期日	利用上の特記事項	
										カテゴリー	グライドパス角度
大阪ＩＬＳ	上欄に同じ	大阪国際空港内	ローカライザー	110.104 110.096	10 10	325°	ＩＳＫ	７時から21時まで	昭和43年５月14日	カテゴリーⅠ	3.0°
			グライドスロープ	334.404 334.396	2 0.2						
			ＤＭＥ	999	100						

変更前

ＩＬＳ

名称	設置者の氏名及び住所	位置及び所在地	装置	搬送周波数（メガヘルツ）	空中線電力（キロワット）	ロースの方向	識別符号	運用時間	供用開始期日	利用上の特記事項	
										カテゴリー	グライドパス角度
大阪ＩＬＳ	上欄に同じ	大阪国際空港内	ローカライザー	110.104 110.096	10 10	324°	ＩＳＫ	７時から21時まで	昭和43年５月14日（平成８年12月５日から供用再開）	カテゴリーⅠ	3.0°
			グライドスロープ	334.404 334.396	2 0.2						
			ＤＭＥ	999	100						

官　庁　報　告

官　庁　事　項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第一項の規定に基づき、日本貸金業協会の業務規程の変更を認可したので、同法第四十一条の十二第三号の規定により公示する。

令和八年七月九日　　金融庁長官　伊藤　豊

認可日　令和八年六月十八日

貸付自粛対応に関する規則

第１章　総則
第２章　貸付自粛制度の運用
第３章　貸付自粛の申告及び撤回
第４章　協会及び協会員の対応
第５章　全国銀行個人信用情報センターとの連携
第６章　雑則
附　則

第１章　総則

（目的）

第１条　この規則は、日本貸金業協会（以下「協会」という。）の貸付自粛制度の運用に関し必要な事項を定めることにより、資金需要者における健全で計画的な借入れの確保を図り、もって貸金業の健全な発展と資金需要者等の利益の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に掲げるところによるものとし、この規則に定めのない用語で貸金業法（昭和58年法律第32号）に定められているものについては、同法に定められた意義を有するものとする。

⑴　自粛対象者

本人が貸金業者に対し金銭の貸付けを求めてもこれに応じないこととするよう求める対象となる個人をいう。

⑵　貸付自粛

本人が、自らに浪費の習癖があること若しくはギャンブル等依存症により本人やその家族の生活に支障を生じさせるおそれがあることその他の理由により自らを自粛対象者とする旨又は親族のうち一定の範囲の者が金銭貸付による債務者を自粛対象者とする旨を協会若しくは全銀協センターに対して申告することにより、協会が、これに対応する情報を個人信用情報機関に登録を依頼し、当該情報を登録した個人信用情報機関が、一定期間、当該個人信用情報機関の会員に対して当該情報を提供することをいう。